

◎日本年金機構法

(平成一九年七月六日法律第一〇九号)

一、提案理由 (平成一九年五月九日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、日本年金機構法案について申し上げます。

公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関するさまざまな問題が生じたところであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保することが不可欠であります。このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設立するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本年金機構は、厚生労働大臣の監督のもとに、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、年金事業の運営業務を行うことにより、年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としております。

第二に、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこととしております。

第三に、機構の役職員の身分は非公務員とし、その報酬・給与及び服務について、所要の規定を設けることとしております。

第四に、機構の業務運営に関し、被保険者等の意見を反映するための措置や、年金事務所の設置、年金委員の創設、年金個人情報の利用及び提供の制限などを定めるとともに、厚生労働大臣の業務改善命令等の監督規定を設けることとしております。

第五に、機構の当面の業務運営に関する基本計画の策定その他の機構の設立準備に関する事項を定めることとしております。

以上のほか、社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等において、社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とし、厚生労働大臣はその権限の一部に係る事務を機構に行わせるとともに、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは滞納処分等の権限を財務大臣に委任できることとするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日としております。

…………… (略) ……………

以上が、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の

一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一九年五月三一日）

○櫻田義孝君 ただいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本年金機構法案について申し上げます。

本案は、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととするとともに、新たに年金事業の運営業務を行う非公務員型の公法人として日本年金機構を設立するとともに、保険料の滞納処分の権限を財務大臣に委任できること等を定めようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、去る五月八日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌九日に柳澤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十五日には安倍内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った後、質疑を終局しました。次いで、採決を行った結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一九年六月三〇日）

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日本年金機構法案は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案の審査を一括して行い、参考人からの意見聴取や社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行うとともに、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

三法律案に対する質疑の終局を諮ったところ、異議がありましたので、採決により質

疑の終局を決定いたしました。

次いで、討論に入り、採決により討論を終局することを決定いたしました。

続いて、三法律案を順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。